

鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

2026 年度 鋼船規則等制定改廃報告

1. 鋼船規則等制定改廃に関する基本方針

船舶に関する諸般の事業の進歩発展を図り，人命及び財産の安全を期するとともに海洋環境の保全に貢献することを目的として，種々の技術規則を整備する。

具体的には，下記に示す 6 項目に基づき，迅速且つ確実に規則制定改廃を実施する。

研究開発成果の反映：技術基準や検査業務に関連した研究開発及び船舶設計や情報技術に関連した新技術の研究開発より得られた成果を規則に反映する。

損傷からのフィードバック：損傷の再発防止を目的として，船舶の損傷・トラブルの調査解析より得られた結果を規則に反映する。

業界からの要望等への対応：業界と幅広く意見交換を実施し，得られた要望等を参考に，より合理的な規則となるよう制定改廃を行う。

国際条約への対応：日本政府代表团又は IACS の一員として国際海事機関（IMO）の条約改正等に貢献するとともに，策定された条約等を前広に規則に取入れる。

IACS 統一規則等への対応：IACS における統一規則等の制定改廃作業において，より合理的な規則となるよう主導するとともに，採択された IACS 統一規則（UR）及び IACS 統一解釈（UI）を前広に規則に取入れる。

国内法への対応：国内法規の要件について管轄官庁と情報交換を行い，遅滞無く規則に取入れる。

2. 2026 年度鋼船規則等制定改廃報告

図 1 に示すように，上記 6 項目を基本として，表 1 に示す鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧の通り関連規則等の制定改廃を行った。

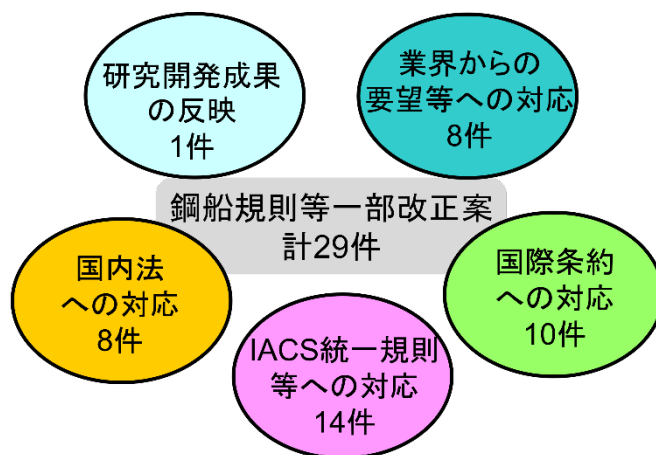


図 1 鋼船規則等一部改正案の内訳

表 1 鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

改正理由			
研究:	研究開発成果の反映	条約:	国際条約への対応
損傷:	損傷からのフィードバック	IACS:	IACS 統一規則等への対応
業界:	業界からの要望等への対応	法令:	国内法への対応

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
1*	非破壊試験作業者の資格 (改正対象) 鋼船規則 M 編	2027 年 1 月 1 日から施行					○				○
2*	鋼船規則 C 編関連 (2026 年改正 1) (改正対象) 鋼船規則 C 編, CSR-B&T 編	2027 年 7 月 1 日以降に建造契約が行わ れる船舶に適用。ただし, 申出により先 取りで適用可。	○		○					○	

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
3*	和英規則間の整合 （改正対象） 鋼船規則 U 編，W 編，M 編，I 編，Q 編 鋼船規則検査要領 U 編，M 編，T 編 船体防汚システム規則 冷蔵設備規則検査要領 自動化設備規則 総合火災制御設備規則 強化プラスチック船規則／同検査要領 フローティングドック規則	2027 年 1 月 1 日から施行				○	○	○			
4*	鋳造品及び鍛鋼品に係る IACS 統一規則の取入れ （改正対象） 鋼船規則 K 編 鋼船規則検査要領 K 編	2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用					○				○

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
5*	溶接施工方法の承認試験等 (改正対象) 鋼船規則 K 編, M 編 鋼船規則検査要領 K 編, M 編 船用材料・機器等の承認要領	(1) 鋼船規則 K 編, 鋼船規則検査要領 K 編, 船用材料・機器等の承認要領次のいずれかに該当する船舶, 海洋構造物又は鋼材に適用 (a) 2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶又は海洋構造物に適用 (b) 2027 年 1 月 1 日以降に検査の申込みのあった鋼材に適用 (c) 2027 年 1 月 1 日以降に製造法承認の申込みのあった鋼材に適用 (d) 2027 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用 (2) 鋼船規則 M 編 (6 章を除く), 鋼船規則検査要領 M 編 2027 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用 (3) 鋼船規則 M 編 6 章 2027 年 1 月 1 日以降に承認申込みのあった溶接材料に適用					○			○	○

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
6*	選択式触媒還元（SCR）脱硝装置に使用する還元剤 の貯蔵及び使用要件 （改正対象） 鋼船規則 D 編	次のいずれかに該当する SCR 脱硝装置 に適用 (a) 2027 年 1 月 1 日以降に承認申込みの あった SCR 脱硝装置 (b) 2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行 われる船舶に搭載される SCR 脱硝 装置					○			○	
7*	放出規制海域の追加（北東大西洋海域） （改正対象） 海洋汚染防止のための構造及び設備規則／同検査 要領 船舶用原動機放出量確認等規則／同実施要領	2027 年 9 月 1 日から施行				○			○		

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
8*	同一の試験サイクルで複数の運転プロファイルを使用する往復動内燃機関等に関する NOx テクニカルコードの改正 (改正対象) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則／同検査要領 船舶用原動機放出量確認等規則／同実施要領	2028 年 1 月 1 日以降に次のいずれかに該当する原動機，原動機ファミリー又は原動機グループに適用 (1) 2028 年 1 月 1 日以降に国際大気汚染防止原動機証書が発行される個別の原動機，又は原動機ファミリーもしくは原動機グループの代表原動機 (2) 2028 年 1 月 1 日前に国際大気汚染防止原動機証書が発行された代表原動機の原動機ファミリー又は原動機グループに属する原動機で，2030 年 1 月 1 日以降に国際大気汚染防止原動機証書が発行される原動機 (3) 既に国際大気汚染防止原動機証書が発行された原動機については，次の場合を除き，本改正は適用しない。 (a) 2028 年 1 月 1 日以降に実質的改造を行う原動機については，									

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
		国際大気汚染防止原動機証書の発行日に基づき、NOx テクニカルコード 2008 の改正後の 1.3.2 に定義される実質的改造の規定に従い、本改正が適用される場合 (b) 2028 年 1 月 1 日以降に同一の原動機への換装を行う船舶で、換装される原動機が複数の運転プロファイルを備えている場合									
9*	決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正 （艀装関連を除く） （改正対象） 鋼船規則 GF 編，N 編 鋼船規則検査要領 B 編，GF 編 高速船規則検査要領 旅客船規則検査要領 内陸水路航行船規則検査要領	2028 年 1 月 1 日から施行				○			○	○	

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
10	オイルミスト検出装置 (改正対象) 船用材料・機器等の承認要領	2027 年 1 月 1 日以降に承認を申し込まれたオイルミスト検出装置に適用					○				○
11*	往復動内燃機関に関する IACS 統一規則の取入れ (改正対象) 事業所承認規則 鋼船規則 B 編, D 編, GF 編, K 編, N 編, P 編, PS 編, Q 編 鋼船規則検査要領 D 編, GF 編, N 編, I 編 高速船規則／同検査要領 旅客船規則 内陸水路航行船規則／同検査要領 船用材料・機器等の承認要領	(1) 事業所承認規則, 鋼船規則 B 編, D 編, GF 編, K 編, N 編, P 編, PS 編, Q 編及び関連検査要領(下記(2)から(6)以外の改正箇所) この改正は, 2027 年 1 月 1 日から施行 (2) 鋼船規則 B 編, D 編, GF 編, N 編及び同検査要領 (UR M78 中製造工場等及び船上における試験等に関する要件及び M88 に関する改正箇所) 2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (3) 鋼船規則 D 編, GF 編, N 編及び同検査要領並びに船用材料・機器等の承認要領 (UR M44, M71, M78 中設計及び型式承認試験等に関する要件及び M87 に関する改正箇所) 2027 年 1 月 1 日以降に型式承認申込みのあった往復動内燃機関			○		○			○	○

[illegible]

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
12*	消防設備に関する統一解釈 (改正対象) 鋼船規則 R 編 鋼船規則検査要領 R 編	(1) 鋼船規則 R 編 20.4.1 及び鋼船規則検査要領 R 編 R7.5.1-1. 2027 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用 (2) (1)以外 2027 年 1 月 1 日から施行					○			○	
13*	水先人用移乗設備 (改正対象) 鋼船規則 C 編 鋼船規則検査要領 CS 編 安全設備規則／同検査要領	(1) 鋼船規則 C 編, 鋼船規則検査要領 CS 編, 安全設備規則 1 編, 4 編 2 章 (2.3.2-3.及び 2.5.2 を除く), 附属書 4-2.3 (1.5.を除く) 並びに同検査要領 2 編 2 章及び 4 編 2 章 (2.5.2 を除く) 2028 年 1 月 1 日以降に搭載される水先人用移乗設備に適用 (2) 安全設備規則 2 編 3 章及び 5 章, 4 編 2.3.2-3.及び 2.5.2, 附属書 4-2.3 1.5. 並びに同検査要領 2 編 1 章, 2 編 5 章及び 4 編 2.5.2 2028 年 1 月 1 日から施行 (3) 上記(1)及び(2)に関わらず, 申出により先取り適用可				○			○	○	○

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
14*	燃料油の使用に関する安全要件 (改正対象) 鋼船規則 R 編	2027 年 1 月 1 日から施行				○			○		
15	調理室のレンジからの排気用のダクト (改正対象) 鋼船規則検査要領 R 編	2027 年 1 月 1 日から施行						○			○
16*	揚貨装置 (改正対象) 登録規則／同細則 揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 ／同検査要領	(1) 登録規則／同細則 2027 年 7 月 1 日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶に適用 (2) 揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則／同検査要領 2027 年 1 月 1 日以降から施行				○	○	○	○	○	
17*	決議 MSC.567(109)の採択に伴う IGF コードの改正 (艀装関連のみ) (改正対象) 鋼船規則 GF 編	2028 年 1 月 1 日から施行				○				○	

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
18*	ガス燃料を取扱う装置・機器の検査要領の見直し （改正対象） 鋼船規則 B 編，GF 編，N 編 鋼船規則検査要領 GF 編，N 編	(1) 鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編附 属書 1 の 3 章 2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が 行われる船舶に適用 (2) 鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編附 属書 1 の 4 章 2027 年 1 月 1 日から施行 (3) その他 2027 年 1 月 1 日から施行			○					○	
19*	日本籍船舶における電子傾斜計に関する要件の明 確化 （改正対象） 鋼船規則 H 編 安全設備規則	2027 年 1 月 1 日から施行						○		○	○
20*	刻印数の削減 （改正対象） 船用品等検査試験規則	2027 年 1 月 1 日から施行			○						○

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
21*	船用ケーブルの承認要件 (改正対象) 鋼船規則 H 編 鋼船規則検査要領 H 編, P 編, PS 編 高速船規則／同検査要領 内陸水路航行船規則／同検査要領 船用材料・機器等の承認要領	(1) 鋼船規則 H 編 2.9.11-4.(1)及び2.9.11-8.並びに同検査要領 H 編 H2.9.11-7. (IACS 統一規則 E15 関連) 2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用 (2) (1)以外の改正 (IACS 統一規則 E7 関連) 2027 年 1 月 1 日以前に製造されたことが表示されているケーブルを除き, 次の(a)又は(b)に該当するものに適用 (a) 2027 年 1 月 1 日以降に承認申し込みのあったケーブル (b) 2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載されるケーブル					○				○
22	IP を運送する船舶の区別 (改正対象) 鋼船規則検査要領 O 編	2027 年 1 月 1 日から施行			○			○	○		

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
23*	日本籍の IP コード適用船舶に係る書類 (改正対象) 鋼船規則 B 編 鋼船規則検査要領 B 編	2027 年 1 月 1 日から施行						○	○	○	
24*	アンカーハンドリングウインチ (改正対象) 揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 ／同検査要領	2027 年 1 月 1 日から施行				○		○	○	○	
25	水中検査事業所の訓練要件等 (改正対象) 事業所承認規則	2027 年 1 月 1 日から施行					○				○
26*	二次防壁の試験及び有効性評価 (改正対象) 鋼船規則 B 編, N 編 鋼船規則検査要領 B 編, N 編	2027 年 1 月 1 日から施行					○		○	○	
27	ドア及び内扉に関する検査 (改正対象) 鋼船規則検査要領 B 編	2027 年 1 月 1 日から施行			○		○		○		

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
28*	鋼船規則 B 編の構成等の見直し (改正対象) 船舶安全管理システム規則実施要領 船舶保安システム規則実施要領 事業所承認規則 鋼船規則 A 編, B 編, C 編, P 編 鋼船規則検査要領 B 編, D 編, GF 編, N 編, R 編, X 編 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 安全設備規則／同検査要領 無線設備規則 居住衛生設備規則検査要領 船体防汚システム規則 バラスト水管理設備規則 シップリサイクル規則 冷蔵設備規則／同検査要領 揚貨装置及びアンカーハンドリングウインチ規則 ／同検査要領 潜水装置規則 自動化設備規則 船橋設備規則	2027 年 1 月 1 日から施行			○	○	○	○	○		

No.	改正案	施行／適用	改正理由						特に関係する ステーク ホルダー		
			研究	損傷	業界	条約	IACS	法令	船主	造船所	その他
	機関予防保全設備規則 総合火災制御設備規則 船体監視システム規則 荷役集中監視制御設備規則 高速船規則／同検査要領 旅客船規則／同検査要領 内陸水路航行船規則／同検査要領 船用材料・機器等の承認要領										
29	遡及適用要件に関する検査の記載の整理 （改正対象） 鋼船規則検査要領 B 編 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 安全設備規則検査要領 無線設備規則検査要領 居住衛生設備規則検査要領 高速船規則検査要領 旅客船規則検査要領	2027 年 1 月 1 日から施行			○				○		

1. 表中の＊は、国土交通大臣の認可対象となるものです。

2. 制定日は、原則として国土交通大臣の認可を受けた後、確定されます。